京都・八幡動物ボランティア大量殺害事件の報告

２０２０年１２月２８日

弁護士　植　田　勝　博

弁護士　榊　原　大　輔

弁護士　向　井　雄　紀

１　京都・八幡動物大量殺害事件

(1)　被告人増山は、従来、全国の行政センターや愛護団体から多数の犬猫を引き取るなどしており、周囲の者たちからは「神ボラ」（神様ボランティアの略）と称されていた。増山は、2016 年ころから、その引き取った犬や猫を飼養したり、里親を探したりなどしておらず、自宅内で給餌、給水をせずに死なせているという噂が広がり、2020 年 6 月 3 日深夜から同月 4 日未明にかけて、複数のボランティアが増山宅を確認し、増山が数十匹～数百匹の大量の犬や猫の遺体が山積みされて死亡させていることが発覚した（写真）。増山は、その自宅内に、犬猫を次々と保管拘束して、長期にわたり給餌及び給水をせずに、みだりに犬猫を殺害し、その死体を放置し、死体の山を建物内に積み上げ続けた。増山の行為は愛護動物の命を著しく軽視するものであって残酷極まりない（みだりな殺傷罪（動物愛護法第 44 条 1 項に該当し得る行為）。

　そのような犬猫を引き取れば、増山において給餌、給水ができずに、次々に犬猫が死亡してその死体が累積、放置される状況にある中で、犬猫をみずから飼養、里親（譲渡先飼主）に譲渡する、ないし飼養のため他に預けることが不可能、困難な状況であり、犬猫を引き取れば、給餌、給水ができずに死亡させてしまうことを十分に認識していた増山は、積極的に引き取り手として名乗り出て、犬猫の引き取りを求める者に対し、「犬猫をみずから飼養する」、「里親に譲渡する」又は「預かって飼養をしてくれる人がいる」等と虚偽の事実を申し向けて、その旨誤信させ、夥しい数の犬猫を交付させて騙取した（詐欺罪に該当し得る行為）。

２　弁護団の活動

(1)　2020 年 7 月 13 日、京都府警本部、京都八幡警察に、出遅れた捜査について、動物愛護法違反の犯罪について、増山における長期に亘る多数の動物被害について、警察の責任に基づいて、動物に対する保護責任と甚大な数の動物犯罪についての適正な捜査と訴追を求める申入書を提出した。

(2)　2020 年 7 月 17 日、京都動物愛護センターに、上記事件に関して、動物保護と動物に対する加害、犯罪等についての行政指導ないし警察へ通報するなどの責務がなされなかったことは否めないことを指摘のうえ、同センターは動物愛護法の責任に基づいた動物の命を守るための職務を全うされたいとの申入れをおこなった。

(3)　2020 年 10 月 15 日、告訴・告発状を京都八幡警察へ提出した。

①　告発：増山は、遅くとも 2020 年（令和 2 年）6 月 4 日までに、増山の自宅内において、夥しい数の犬及び猫をみだりに殺害した（動物愛護法 44 条 1 項）。

②　告訴：増山は、2016 年ころから 2020 年 6 月頃までの間、犬猫をみずから飼養、里親（譲渡先飼主）に譲渡する、他に預かりさんに預けることができずに死に至らせる結果を夥しい数生じさせており、そのような結果が発生することを予見しながら、犬猫を所有ないし占有する者に対して、「犬猫をみずから飼養する」、「里親に譲渡する」、又は「預かって飼養をしてくれる人がいる」等と虚偽の事実を申し向けて、その旨誤信させて、夥しい数の犬猫を交付させて騙取した（刑法 246 条 1 項（詐欺））。

(4)　2020 年 10 月 16 日、弁護団は、京都八幡警察に赴いて、告訴・告発の受理申入れをおこなった。なお，同月 27 日、同年 12 月 4 日にも京都八幡警察へ赴いて、告訴・告発の受理申入等をしている。

(5)　2020 年 11 月 19 日、増山は通常逮捕され、同月 21 日、警察から検察庁に送致される。送致事実は、1 匹の猫の殺傷罪（動愛法 44 条 1 項）と生存をしていた犬猫 29 匹の虐待（劣悪な環境、動愛法 44 条 2 項）となっている。

(6)　2020 年 12 月 1 日に、弁護団は検察庁へ、略式手続ではなく公判請求による正式裁判手続を、また懲役刑の求刑を求める意見書を出した。併せて電話での検察庁への申

し入れをおこなった。

(7)　2020 年 12 月 10 日、京都区検察庁より略式起訴があり、京都簡易裁判所より罰金 30 万円の略式命令がなされ、増山は、同金額を納付後において釈放された。

(8)　告訴等事件について上記略式起訴の対象外とされた犯罪事実である夥しい数の犬猫の死体に対する動物愛護法違反の犯罪（みだりな殺傷罪）及び犬猫を騙取した詐欺については現在も捜査中である。

(9)　もっとも、上記継続中の捜査に対して多くの期待は出来にくい状況であるため、数百とも言える犬猫の虐殺という歴史的な大量動物殺害事件を、裁判史上において残しておくべく民事訴訟の提起などを検討している。

3　今後の京都・八幡動物大量殺害事件の取組の方向

(1)　本件略式手続の検察の措置は動愛法の動物の命に対する理解が認められない。

動物虐待罪での略式起訴による罰金 30 万円（略式命令）という刑罰を科すことは、動物愛護法の趣旨に反するともいえる刑事処分である。

従来、動物虐待罪にて告訴した事案では、虐待、死亡した動物を対象とせずに、生存をしていた犬に関する狂犬病予防法違反の罪にて罰金 20 万円程度での刑事処分を下すという検察司法がなされてきた。

本件において、増山は、遅くとも 2020 年（令和 2 年）6 月 4 日までに、自宅内で数年に亘り数十匹～数百匹の大量の犬猫を死亡させ、その遺体を山積みにしてきた。つまり、本件は、増山において犬猫を死なせてしまうことを認識しながら数年間の長期に亘って犬猫の殺害を継続していたという残酷な事件である。

動物愛護法における虐待罪（同法 44 条 2 項）は、そもそも「給餌、給水をしない」という行為態様を基本とし、それが平成 24 年法改正で拡大されて、死体動物などの劣悪な環境での飼養などの行為態様を含む犯罪となっている。すなわち、殴る蹴る傷付けるなど愛護動物に対する暴力的物理的な行為を必ずしも必要とする犯罪ではない。

動物法ニュースについて、猫にバーナーの火であぶるような行為（殺傷罪）について、懲役判決（執行猶予付）の先例は認められるところである。本件は、夥しい数の犬猫を

みだりに殺害した事件である。これだけの犬猫を殺害しながら略式手続きによる罰金 30 万円の刑事処分という結果については、国民の理解を得ることが出来るであろうか。

本件を単に給餌、給水をしない「虐待罪」のみの罰金刑の刑事処分にとどめることでは動物犯罪における公平性を欠くというべきである。愛護動物の命をこれ程軽く扱うとすれば、動物愛護法の否定にも繋がる。

(2) 増山は、多量な犬猫の引取を継続し、この夥しい数の動物遺体がある中で、2020 年 1 月 31 日に告訴人のうち 1 名が保護した 4 頭の猫の引取をしてこれらを死なせているが、これは、殺害を予見して引取をしたと認めざるを得ない。

(3) 現在、京都府の警察、検察は、告訴・告発事実のうち、①夥しい犬猫の殺害という動物愛護法違反（みだりな殺傷）事件と、②夥しい数の引き取った犬猫を死亡させる中で、犬猫を所有ないし占有する者に対して、「犬猫をみずから飼養する」、「里親に譲渡する」等の虚偽の事実を申し向けて詐取したという詐欺事件の捜査を進めているが、上記の検察の対応状況を考えれば当該①及び②の事件についても刑事司法の場において法的に裁ける考え方は認め難いと思慮される。

弁護団は、歴史上に残る異常な動物大量殺害事件を司法の場においても歴史に残すべく民事訴訟を提起して増山に対する民事上の責任追及を進める方向で検討をしている。

なお、活動費につき、2020 年 12 月 22 日現在、34 名の皆様から合計 26 万円の寄付金を頂き、ＴＨＥペット法塾から 10 万円を拠出しました。出金内訳は弁護士費用 1 名あたり 10 万円の計 30 万円、実費費用 6 万円の合計 36 万円となっております。この度の，皆様からのご支援につき弁護団として深く感謝申し上げます。

今後の民事訴訟の提起等の民事上の責任追及にあたっての活動費用に関して、少なくとも同額以上の拠出が見込まれ、ＴＨＥペット法塾の財源は、残高が 20 万～30 万円程度で底をついており、松橋傳三氏の財団からの調達を予定します。